

香港タックスアラート

(香港税務速報)

第12回 | 2024年10月



2024年施政報告-主要な税制・ビジネス施策の概要

サマリー

ジョン・リー行政長官は、2024年10月16日に2024年施政報告を行なった。施政報告には、(1) 国際金融、海運、貿易の中心地としての中華人民共和国香港特別行政区 (SAR) (以下、香港 (SAR)) の地位の向上、(2) イノベーション・テクノロジー (以下、I&T) 部門とデジタル経済の発展の促進、(3) グレーターベイエリア (以下、GBA) との連携強化、に関する措置が含まれている。

ジョン・リー行政長官は、2024年10月16日に立法会で就任後3回目の施政報告¹を行った。2024年施政報告の主要な税制及びビジネス関連の施策の概要について以下に要約する。

税制上の施策

- ファンドおよびシングル・ファミリーオフィスに対する税制優遇措置の対象となる適格取引の範囲を拡大 (2024年末までに協議開始予定)
- 国際的な税務ルールに基づく船舶貸手に対する新たな税額控除制度の導入を含む、海運サービスセクターに対する優遇税制の強化
- 香港 (SAR) 内に所在地を設立する関連企業を誘致するために、商品 (金属や鉱物など) の取引活動に関連する税制上の優遇措置の導入
- 輸入価格が200香港ドルを超える部分の酒類²の関税率について、100%から10%への引き下げ。最初の200香港ドルの関税率は100%のまま。酒類関税を改正する関連法令³は2024年10月16日に官報へ掲載。新しい税率は**2024年10月16日午前11時から適用**

1 2024年施政報告と関連資料は、このリンクからアクセス可能: <https://www.policyaddress.gov.hk/2024/en/policy.html>

2 温度20°Cで測定したアルコール度数が30%以上のお酒を指す

3 歳入保護 (酒税) 令2024は、このリンクからアクセス可能:

<https://www.gld.gov.hk/egazette/english/gazette/file.php?year=2024&vol=28&no=31&extra=1&type=2&number=136>

主要なビジネス関連の施策

優秀な高度人材の主要な誘致策

- 以下を含む、人材受け入れ制度の改革:
 - 1) 「8つのセンター」⁴の発展に必要な人材を含む、人材リストの更新
 - 2) トップ・タレント・パス・スキームに基づく高所得人材の最初のビザの有効期間を2年から3年に延長
 - 3) 人材開発を目的として香港に一流人材を積極的に誘致するため、既存の優秀人材入境スキーム（Quality Migrant Admission Scheme）への新しい仕組みの導入

特定の産業／セクターの発展を促進するための主要な施策

国際的な金融センター

- 相互市場アクセスの深化（例えば、ボンド・コネクトのサウスバウンド取引の拡大検討など）、オフショア人民元ビジネスの拡充（例えば、株式・債券市場での人民元建て商品の導入拡大など）
- 損害保険事業をさらに発展させ、香港にキャプティブ保険会社を設立させるために中国本土および海外の大企業の誘致
- 新資本投資参入者スキーム（CIES）を強化し、（1）高級住宅⁵への投資（2024年10月16日発効）、（2）申請者が100%所有する適格民間企業を通じた投資（2025年3月1日発効）を、投資基準達成に向けて許容される金融資産としてカウント
- 上場申請の審査に要する時間の確実性を高めるべく関連する手続を最適化し、市場の効率性を高め、取引コストを削減することによる、証券市場のさらなる強化
- 国際的な金取引市場と金の物理的保管施設の発展

国際的な海運センター

- 船舶仲介、融資及び賃貸、海上保険、海事仲裁等の付加価値の高い海運サービス開発の促進
- 海運サービス及び関連する金融・専門サービスの需要を増大させるための商品（金属や鉱物など）取引エコシステムの構築

国際的な貿易センター/本部経済

- 香港（SAR）に国際または地域貿易およびサプライチェーン管理本部を設立するための、中国本土企業を誘致する付加価値の高いサプライチェーンサービスセンターの構築
- 東アジア地域の包括的経済連携（RCEP）への早期加盟の追求と、一帯一路諸国などの優先市場のさらなる開拓
- 2024年末までにおける、提案されている本拠地移転制度⁶の立法会への法案の提出
- 香港登録企業の外国人従業員に対する中国本土へのマルチビザの有効期間を最大5年に延長（2024年10月16日より発効）

4 8つのセンターとは、国際金融センター、国際イノベーション・技術センター、東西国際文化交流センター、国際貿易センター、国際海運センター、国際航空ハブ、アジア太平洋地域における国際法律・紛争解決サービスセンター、地域知的財産貿易センターを指す

5 居住用不動産の取引価格は5000万香港ドル以上でなければならない。総設備投資額に算入される不動産投資額の上限は1000万香港ドルである。詳細については、このリンクにある新CIES規則を参照する:

<https://www.newcies.gov.hk/media/iuvkaotd/scheme-rule-en.pdf>

6 この制度に関する最新の立法案は、このリンクからアクセス可能:

https://www.fstb.gov.hk/fsb/en/publication/consult/doc/ConsultationConclusionOnCompanyRe-domiciliationRegime_e.pdf

国際的なイノベーション・テクノロジーセンター

- 生命・健康技術、AI・ロボット、半導体・スマートデバイス、先端素材、新エネルギーなど、戦略的に重要な特定の新興・未来産業への投資を促進する「I&T産業重視型ファンド」の設立
- 戦略的産業のスタートアップに共同投資する、I&Tベンチャーファンドの下での市場との共同でのファンド設立
- 香港にアクセラレーター拠点を設置する専門のスタートアップサービスプロバイダーを誘致することにより、スタートアップの成長を促進する、I&Tアクセラレーター・パイロットスキームの開始
- 低空経済を経済成長の新たな原動力として発展させるための作業部会の設置。例えば、開発戦略の策定、適用シナリオの検討、関連規制の改正、支援インフラの構築

GBAとの連携

- より高いレベルの連結性を構築し、政策の革新とブレークスルーを促進し、規則とメカニズムのより広範な調和を追求し、I&Tと関連産業の協調的な発展を促進することによる、GBAの発展の促進
- 建設業の専門的資格認定制度の強化
- GBAプロジェクトへの共同投資のため、中国本土の関連する機関との連携機会の探求

その他

- 国際的な保健医療イノベーションハブとしての香港（SAR）の発展（医薬品の承認制度改革、生物医学技術の研究開発と臨床応用の強化など）
- デジタル経済と電子商取引の発展（産業のデジタルトランスフォーメーションの加速、デジタルインフラの強化、データトレーディングエコシステムの開発の探求など）
- ループ内の香港・深圳イノベーション&テクノロジーパーク（HSITP）-香港パークの開発計画の詳細が発表され、香港パークと深センパーク間の人材、資材、資本、データの流れを促進する政策が今年後半に発表される予定

KPMGの見解

2024年施政報告において政府が提案したビジネス関連施策を歓迎する。これらの施策は、香港（SAR）の基幹産業と新たな成長分野である新興産業の両方を網羅した包括的なものである。

税制面では、政府が新興の戦略セクターの成長を支援するために新たな税制優遇措置を導入する一方で、ステークホルダーの意見に基づいて既存の優遇税制の一部を改善しようとしていることを歓迎する。これらの優遇税制が適時かつ効果的に実施されることを期待する。

加えて、香港でのBEPS第二の柱の施行に伴う新たな税制時代への移行に伴い、第二の柱の下で最低課税の対象となる大規模な多国籍企業グループに対する税制優遇措置の有効性について政府が定期的に見直しを行い、香港を魅力的なビジネス拠点として維持するための代替的な方法について関係者（当社を含む）から意見を求めることを期待する。

なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



Vivian Chen
陳蔚
Head of GJP China Tax
Tel: +86 755 2547 1198
vivian.w.chen@kpmg.com



Lisa Li
李輝
Partner
Tel: +86 10 8508 7638
lisa.h.li@kpmg.com



Jie Xu
徐潔
Partner
Tel: +86 21 2212 3678
jie.xu@kpmg.com



Rui Matsuo
松尾 隼
Senior Manager
Tel: + 852 2978 8924
rui.matsuo@kpmg.com



Deborah Leung
梁 秀章
Senior Manager
Tel: + 852 2685 7742
deborah.leung@kpmg.com



Tokiyo Akaba
赤羽 登季代
Manager
Tel: + 852 2978 8247
tokiyo.akaba@kpmg.com



Takayuki Ogawa
小河 孝之
Manager
Tel: + 852 3927 5525
takayuki.ogawa@kpmg.com



Masatoshi Okumura
奥村 雅敏
Manager
Tel: + 852 2685 7584
masatoshi.okumura@kpmg.com



Masato Sawai
澤井 雅人
Manager
Tel: + 852 5501 3735
masato.sawai@kpmg.com

kpmg.com/cn/socialmedia



For more KPMG Hong Kong (SAR) Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/services/tax/hong-kong-tax-services/hong-kong-tax-insights.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2024 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland, KPMG, a Macau (SAR) partnership, and KPMG, a Hong Kong (SAR) partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2024 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong (SAR) limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.